

## 琉球大学の基本理念「真・公・和」に関する提言

2002年3月18日

### 一 實間に答えることは大学の公的責任(説明責任)であります

2002年2月23日(土)、琉球新報ホールにおいて、沖縄県保護司連合会、沖縄県更生婦人連盟、那覇保護区保護司会共催で、「社会を明るくする原動力について考える」と題して、日本国憲法、教育基本法、行政法、刑法、医の倫理、保護司の基本理念、新聞の論説委員の立場から、社会を明るくするための基本理念、法制度、教育理念等について3時間余にわたって、基調講演、シンポジウムが開催されました。その過程で琉球大学の掲げている「真・公・和」の基本理念は、日本国憲法・教育基本法の根本理念である「個人の尊厳」を「公」に変えている点で、別紙のように教育基本法の根本理念に抵触するとの指摘がありました。教育基本法の改正問題が具体化している今日、「個人の尊厳」を「公」に変えた教育理念を掲げることは、全国的な論議を呼ぶことが考えられます。教育改革国民会議は教育基本法改正の歯止めとして、「これから時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など人類普遍の原理を大切にするとともに…」と答申しています(2000年12月22日最終答申)、日本ペンクラブは「…教育基本法の改定は、教育基本法と密接不可分な関係にある日本国憲法の改定という政治戦略の先棒を担ぐ危険はらんでいる」との声明文を発表しています(2000年12月15日梅原猛会長声明)。また、2002年3月2日に琉球大学において開催された琉球大学法科大学院シンポジウムにコメンテーターとして招かれた第二東京弁護士会会长の久保利英明氏は「日本人は『公』はお上、偉いんだという意識であって、欧米は『公』とは同胞一人ひとりのプライベートを守る、…という認識だ。今回の司法改革の目的は、江戸や明治以来の上下の支配・隸属の構図を排して『公』(お上)を縛り、国民主権・個人の権利を守ることだ」という趣旨の発言をしています(『MOKU』2002年3月号12頁)。平成14年度那覇市社会福祉協議会事業計画書も、社会福祉法に基づき個人の尊厳を具体化する観点から、「公」による措置制度から「個人の尊厳に基づく自立支援の促進」の強化に努めることを定めています。

指摘された「真・公・和」の憲法・教育基本法の根本理念に関する問題点について、大学が学生・教職員、県民に分かりやすく説明することは、大学評価センターの最も重要な任務であり(『なかゆくい』誌107参照)、大学の公的責任(説明責任)であると思われます。大学が憲法・教育基本法の根本理念に関する問題点を真摯に受け止めていただきたく、ここに僭越ながら私たちの感じたことや考えを述べ、若干の提言をさせていただきます。

### 二 琉球大学の基本理念「真・公・和」は民主主義の根本理念に抵触すると考えられます

琉球大学は1950(昭25)年5月22日に開学し、翌年2月12日、リンカーン大統領

の誕生日に因んで開学記念式典を挙行しています。リンカーン大統領は黒人を奴隸から解放し、「人民の、人民による、人民のための政治」という簡潔な言葉で、民主主義の根本理念を説いたことで歴史に残る大統領であります。この開学記念式典は、琉球大学の開学の basic concept は民主主義の根本理念を普及徹底させることである、と伝えています。民主主義の根本理念は、各人(自他)を掛け替えのない尊い存在として認める「個人の尊厳(尊重)」であります。換言すると、自己本位で物事を判断する利己主義と「公」の名の下に個人を不当に抑圧する全体主義を排除し、真に国民の一人ひとりを尊重して国民主権を実現することであります。1953(昭28)年当時の琉球大学の学生便覧には教育基本法を取り入れた琉球教育法が掲載され、学生、教官、事務職員は教育の目的は「個人の価値をたつとび」「人格の完成を目指す」ことであることを、肝に銘じて教育・研究していたのであります(『琉球大学50周年史写真集』参照)。

琉球大学は1993年、大学改革に伴って「真・公・和」の基本理念を制定しています。大学の基本理念を制定するに当たっては、(1)憲法・教育基本法の根本理念を遵守する、(2)琉球大学の設立理念を尊重する、(3)人類の歴史で獲得された普遍的な理念を参考する、等の基本的作業をすることは、当然だと思われます。

琉球大学の理念検討委員会はこれらの当然な手順を踏まないで、「『公』に貢献することは良いことだ」と結論づけたのではないか、と危惧されます。「真・公・和」の教育理念は、教育基本法前文に定める「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」(個・真・和)の「個人の尊厳」を「公」に変えている点で、教育基本法及び1953年当時の学生便覧に掲載されている琉球教育法の根本理念に抵触する、と考えられます。「個」と「公」との関係は、憲法13条で「個人の尊重」が原則で「公共の福祉」は「個人の尊重の調整原理」として定められているし、また2000年1月に開催された第147回国会の施政方針演説で、当時の総理大臣小渕恵三が述べているように、「公」と「個」とは上下の「縦の関係」(緊張関係)で、今回の司法改革の目的は「公」(お上)を縛って、真の国民主権を実現することだからであります(前出久保利英明氏発言及び司法制度改革審議会答申書参照)。

### 三 「真・公・和」の理念からさまざまな問題が派生しています

「真・公・和」の理念の問題点については、1995年7月の『びぶりお』17号、1998年6月24日の琉球新報朝刊、2001年11月に発刊された『琉球大学教育センター報』(第5号)、その他著書、新聞等で学内、学外において指摘されていますが、琉球大学は指摘された問題点に答えておりません。大学の掲げる理念について質問がある時、誠実に分りやすく、答えることは教育・研究を使命とする大学の最も重要な義務である筈であります。大学が指摘された問題点をはぐらかして答えないために、さまざまな問題が派生しています。提言をするに当たって、問題点を三つだけ上げると、次の通りであります。

- (1) 2000年5月22日は琉球大学の開学50周年記念日で、琉球大学は沖縄タイムスと琉球新報に大学の基本理念として「真・公・和」を掲載し、琉球大学の進む方向を

県民に知らせています。また、同理念は学長が 1999 年 5 月に文部省へ提出した文書の中にも記載され、琉球大学はロケットのように「真・公・和」へ向かって改革することになっています。しかし、奇妙なことでありますが、50 周年記念事業の目玉として発刊された『琉球大学五十年史』には、「真・公・和」の理念は掲載されておりません。これは、学生、教職員だけでなく、県民にとって理解し難いことあります。記念すべき『五十年史』に大学の教育・研究、管理・運営の基本方針、将来の進路を示す大学の基本理念を意図的に掲載しなかった理由については、学生、教官だけでなく、広く県民に説明することは、大学の当然の責任ではないでしょうか。また、多くの県民も大学の説明を期待していることあります。大学が説明しないと、学生、教官、県民は戸惑うし、琉球大学が今後も「真・公・和」を大学の理念として掲げるか、否かも不明だからあります。

- (2) 琉球大学後援財団理事長の呉屋秀信氏は、金秀建設の社史を紹介した著書『志を立てて』の扉に社訓の「誠実・努力・奉仕」を掲げ、社員に理念を浸透させるとともに、自ら社訓に基づいて誠実に努力し、那覇市社会福祉協議会、琉球大学後援会、沖縄国際大学後援会、その他多方面で奉仕活動をおられます。また、司法改革の旗手といわれる元日本弁護士連合会会長の中坊公平氏は、後輩への道標として著わした『道理に生きる』の中で、「理念先行は手間がかかるが最後は勝つ」、「理念に基づかない手法で達成した結果は、歴史の批判に堪えられなくなるものである」と述べて「着手先行型」の仕事は時が経つにつれて問題が起こることを説いておられます。経営理念を無視した雪印食品関西ミートセンターが偽装牛肉事件で倒産したことはその事例であるし、記念すべき『琉球大学五十年史』に、大学の中核であるべき理念が掲載されていないのも、その事例として指摘されるのではないでしょうか。

琉球大学は法科大学院(ロースクール)の設立準備を進めていますが、『五十年史』にも掲載されない「真・公・和」の理念の下で法科大学院を設立することができると考えているのでしょうか。

琉球大学法科大学院の設立理念を制定するにあたって、琉球大学の基本理念「真・公・和」を尊重することは当然であります。大学改革の方向を明示するために 1994 年に発刊された『琉球大学発展への道』は、「…各学部等の理念・目標を見直す際に、大学の新しい理念・目標を考慮するなどして、その定着を図っていく必要がある」と述べています。換言すると、「真・公・和」の理念を実現することは琉球大学教職員の課題であり、責務であります(同書 310 - 311 頁)。

ところで、法科大学院の設置計画書を策定するにあたって、大学の基本理念「真・公・和」は尊重されているでしょうか。また「真・公・和」の理念と法科大学院の理念との整合性は図られたのでしょうか。琉球大学法科大学院設置計画書(案)によりますと、琉球大学における法曹養成の基本理念として、「鋭い人権感覚と国際的感覚を持った法曹人の養成を目指す」、「各自の個人の尊厳に基づく多様性を活かし、…」「諸

「外国の法体系の底流にあるものを探る洞察力も要請されているといえる」等、憲法・教育基本法の根本理念と司法改革の理念を取り入れた文言が見られます。

第三者からみると、「個人の尊厳」を「公」に変えた「真・公・和」の理念の下で、「鋭い人権感覚を持った法曹人の養成を目指す」ことは、大学の自己矛盾ではないかと思われます。基本的人権(自由権、参政権、社会権)は全て、個人の尊厳から派生する権利であることは広く法律辞典や基本書で解説されていることありますし(憲法小辞典、『注釈日本国憲法』参照)、「個」と「公」とはすでに述べたように上下の緊張関係だからであります。

法科大学院の設立に際して、大学が「個人の尊厳」の代りに「公」のボタンを掛け違えると、法科大学院の教育・研究、管理・運営は憲法・教育基本法、司法改革 の目指す「個人の尊重原理」を実現する法科大学院とは異なり、「公」の支配する大学院へ進むことになりかねない、と懸念されます。

大学の基本理念「真・公・和」との整合性を図らないで策定された法科大学院の理念は、仮令その理念が立派であっても説得力が弱いことは否めません。法律家の役割は医師が病人を治療するのと同じように、人の生・老・病・死にまつわる諸々の問題を法律にしたがって解決することについて、当事者が納得するように説明・説得し、平穏な家庭・社会を築くことあります。しかし、法科大学院設置計画書は、最も重要な自らの問題でもある「真・公・和」の問題点について、どのように理解しているのか、またどのように解決するのか一言も述べておりません。それに加えて、「真・公・和」は法科大学院の理念の上位に位置づけられるし、同理念の問題点を克服しないで制定された法科大学院の理念は、後年になって、「個」と「公」との関係は不明な理念、または『琉球大学発展への道』に反する理念としてないがしろにされる懸念があります。法科大学院の理念を「礎石」として永続させるためには、大学の掲げる「真・公・和」の理念の問題点について各教官が真正面から取り組んで思考・討議し、新聞や著書等で指摘されている問題点を克服する基楚的な作業が必要だと考えられます。そのような基礎的な作業を遂行して得られた理念は、人々の共感を呼んで法科大学院を生み、発展させる原動力になることでしょう。

琉球大学が法科大学院を設立するためには、弁護士会だけでなく広く県民の協力を得ることが必要であります。しかし、大学が自ら掲げる理念に関する質問にも答えず、「問答無用」の姿勢をとり続けると、県民の協力を得るのも難しくなるのではないでしょうか。中坊公平氏、呉屋秀信氏のように自らの心を耕して人格形成を深め、「公」のためにも活躍する事例に見られるように、憲法・教育基本法の根本理念に基づいて各自の人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者を育てることが教育の目的ではないでしょうか(教育基本法第1条参照)。そのような観点から、沖縄県・琉球大学にふさしい新たな理念を掲げ、その理念を土台にして県民の協力を得るべきではないでしょうか。

(3) 医の倫理の中核は、個人の尊厳から派生するインフォームド・コンセント(医師による十分な説明と患者の治療を受ける同意)であります。「個人の尊厳」を「公」に変えた「真・公・和」の理念の下で、果してインフォームド・コンセントを普及させ、献血者の崇高な意思を尊重し、医の倫理を守ることができるでしょうか。戦前まで捕虜や身元不明者の遺体は解剖体として用いられ、ハンセン病患者は近年まで「公」の名の下に強制収容され、結婚の際は断種され、新生児は放置して殺されていたことを忘れてはなりません。

#### 四 「個人の尊厳は当然に守られている」との主張は、史実に反し、法体系を無視しています

琉球大学学長は、学生が「真・公・和」の理念について質問したところ、1999(平11)年2月25日付の学生に対する「大学からの回答」の中で、「それ(理念)が改正を含めた検討課題となる場合もありえることである」、「大学としては今後の経過を見守りたい」と述べています。この回答書を第三者の立場で公平に読むと、大学の掲げる理念に関する質問について、他人事のように「見守りたい」と回答することは、大学の誠意を疑わせる回答という他ありません。「見守る」は見るだけで、指摘された問題点については、なにもしないという意味だからであります。

2001年12月に新報出版から出版された『教育の根本理念は「個人の尊厳」である』(沖縄国際大学研究成果刊行奨励書)によりますと、「真・公・和」の問題点を学内で討議して大学の英知を結集し、『五十年史』には琉球大学の将来像を掲載すべきとの提言が、1999年(平成11)2月になされています(269頁)。しかし、大学は「真・公・和」の理念に関する討議を避け、学生、教官に浸透させる努力を怠り、同理念に関する学内・学外における質問についても答えておりません。学問の府といわれる大学で、自らの理念を隠すような教育が行われていることは、学外の第三者から見ると不思議でありますし、問題でもあります。大学が質問に答えないと、先に述べたように多額の浄財を費やして「真・公・和」の理念を新聞に掲載して県民に知らせておきながら、記念すべき『五十年史』には、理念を隠すかのように掲載しない、という奇妙な50周年記念事業になっています。現状のままでは、『六十年史』にも理念は掲載されないことになりかねません。編集委員の中には、「真・公・和」の理念が存在することさえ知らないで、『琉球大学五十年史』の発刊に加わり、自責の念にかられている委員もいます。責任者が基本方針を明確に示さないと、部下は仕事を誤り、苦しむことになります。

2月23日に行われた「社会を明るくする原動力について考える」と題するシンポジウムで、パネリストの高良鉄美法文学部教授は「法科大学院は、個人の尊厳に基づいて設立される」と述べました。大学で「真・公・和」の理念を掲げながら、法科大学院で「個人の尊厳」を理念に掲げることは、すでに述べたように大学の自己矛盾であります。また、

パネリストの砂川 元医学部教授は「医学部の教育・病院の基本理念は個人の尊厳である」という趣旨の発言をしています。「真・公・和」の理念を掲げながら、大学が医の倫理を説くことも自己矛盾という他ありません。

憲法は国家が守るべき最も重要なことを規定しています。「個人の尊厳」は民主主義国家においては、最も重要なことなので、憲法の根本理念として規定しているのです。同じように、大学にとって最も重要なことは大学の基本理念の中に明確に示されるべきであります。

「個人の尊厳」を「公」に変えた理念の下でも、「個人の尊厳は当然に守られる」との説明が学生・教職員に対してなされる可能性が考えられますが、それは、憲法・教育基本法の制定過程を忘れ、現行の法体系を無視し、道理・理屈に合わない強弁といわなければなりません。因みに、シンポジウムに参加した約200名の聴衆と5名のパネリストの中で「真・公・和」の理念をそのまで良いとの意見は皆無であります。

「個人の尊厳」を具体化するために、衆議院は教育勅語を排除、参議院は失効確認の決議を行い、親族・相続法、刑事訴訟法は全面的に改正され、その他多くの法律も改廃されています。被告人の黙秘権やインフォームド・コンセントは個人の尊厳から派生する原理であることを理解した数名の聴衆から、琉球大学が問題点を指摘する論文を“ボツ”にしておきながら、責任をもって質間に答える教官が学長を含め一人もいないことが最大の問題点だ、との意見が出されました。私たちも、大学が問答無用の姿勢で、大学の掲げる理念に関する質間に答えられないことが最大の問題だと考えています。また、前記著書によると、2001年3月15日に琉球大学で開催された外部評価シンポジウムにおける4名のパネリストも「真・公・和」の理念をそのまで良いとの意見は皆無であります(前記『琉球大学教育センター報』参照)。結局、学内におけるシンポジウムの結論も「真・公・和」の理念は再検討されるべきである、ということになります。同理念の再検討は最早避けられない、と思われます。

## 五 私たちは三つの提言をします

大学の基本理念に関する問題は、本来なら大学内の評議会、教授会等で討議を重ねて解決すべきである、と考えます。そのような討議も重ねないで、大学の基本理念を憲法・教育基本法の根本理念の観点から批判する論文を“ボツ”にすることは、学問の自由を抑圧することになりかねません。東京大学が矢内原忠雄、森戸辰男を大学から追放し、その後学問の自由を失ったことは、歴史の教訓として忘れてはならない事例だといわれています。

人間は真面目に思考して過ちを犯す不完全な存在であります。琉球大学が基本理念を制定する際、うっかりして「個人の尊厳」の代りに「公」を掲げたことは、長年にわたり天皇主権・滅私奉公の教育をした日本の歴史に照らして考えると、大いにあり得ることであります。問題になるのは、憲法・教育基本法の根本理念の観点から問題点を指摘する論文や質問に対して真正面から対応しようとしない、大学の理不尽で頑なな姿勢のように思われます。

琉球大学教育センターが1997年7月に“ボツ”にした原稿は前記の『教育の根本理念は「個人の尊厳」である』にそのまま再現されています。沖縄国際大学はその著書を教育の原点について真摯に考え、大学改革の方向を示す著書として評価し、教授会の承認を経て、研究成果刊行奨励助成金で出版を援助しています。このように、論文や著書の評価は、価値判断の基準によって異なります。大学の掲げる理念について憲法・教育基本法の fundamental 球理念の観点から問題点を指摘する論文については、むしろ積極的に公開し、各教官の自由闊達な討議を通して教育・研究のあるべき姿を追求するのが、大学の進むべき道ではないでしょうか。

琉球大学は「琉球大学法科大学院設立推進協議会」の設立総会に先立って、「真・公・和」の理念と司法改革の理念として掲げられている「法の支配」、及び琉球大学法科大学院の理念「鋭い人権感覚と国際的感覚を持った法曹人の養成」との整合性について、県民に分り易く説明すべきであります。そのような基本的な手順を踏まないで、法科大学院を設立することは、再び、将来に禍根を残すことになる、と考えられます。

私たちは琉球大学とは直接には関係のない教育、法律、福祉活動等に携わり、勉強している者であります。琉球大学は国立大学でありますが、県民の大学として育てられてきたし、今後も県民の手で育てるべき大学であります。私たちは琉球大学の教職員が、それぞれ教育・研究に励んで多くの子弟を育て、研究成果を上げていることについて、陰ながら敬意を表し、琉球大学の発展を祈っております。それと同時に、琉球大学の掲げる基本理念「真・公・和」については、憲法・教育基本法の根本理念を普及・徹底させる観点から多くの議者・県民と共に重大な関心をもって、注視しています。以上のような経過にかんがみ、憲法・教育基本法の根本理念に抵触すると考えられる「真・公・和」の理念について、下記の3点を提言いたします。

- 1 琉球大学は著書『教育の根本理念は「個人の尊厳」である』および新聞紙上で指摘されている「真・公・和」の問題点について、3月26日に開催される法科大学院(ロースクール)設立推進協議会の総会に先立って、「真・公・和」の理念と司法改革の理念「法の支配」及び琉球大学法科大学院の設立理念「鋭い人権感覚と国際的感覚を持った法曹人の養成を目指す」との整合性について、学生、教官、県民に分りやすく説明すること。または、速やかに「真・公・和」の基本理念を憲法・教育基本法の根本理念に照らして再検討することを約束し、公表すること。
- 2 2002年2月8日の琉球新報、2月21日の沖縄タイムスに掲載された琉球大学に対する質問について、速やかに誠実に紙上で回答すること。
- 3 大学の管理・運営に責任を負う学長、各部局長、評議委員会等で、琉球大学の基本理念について、「真・公・和」の再検討も含めて討議し、その経過を公表すること。

参考資料として、2月23日のシンポジウムで参加者に配布した資料を同封いたします。